

4. 第2章「子どもの権利の普及」に関する意見 291件 (大人153件、子ども138件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【広報及び普及について】		
284	広報や普及を具体的にどのように進めるか、示してほしい。(大人5件)	この条例では、多くの市民の方にご理解いただける基本的な考え方を示す必要があり、広報に努めること、子どもの権利に関する学習等により普及に努めることなどを規定しています。
285	マスコミを活用するなど、積極的な周知が必要である。(大人1件、子ども5件)	具体的な取組としては、ホームページやニュースレター等による広報や出前講座、研修会等の開催、さらには、「子どもの権利の日」を設定し、事業を行うことなどで、広報・普及に努めていきたいと考えています。
286	条例制定後は、広報、ホームページなどで周知するほか、啓発のために冊子を作り、各施設に配布してほしい。(大人1件、子ども8件)	また、このたびお寄せいただいた具体的な提案についても、今後の参考にさせていただきたいと考えています。
287	地域で子どもの権利を保障する取組を進めるために、モデル地区を選定し実践していくと良い。(大人1件)	ご意見のように、子どもたちに身近な地域において、この条例の理念を広めるための取組を行うことは、とても意義があると考えています。具体的に、どのような方法が最も適しているか、いただいたご意見も参考に、検討を進めていきたいと考えています。
288	子どもと深くかかわっている大人が、子どもの権利について正しく学び、理解することが大切である。それによって、保護者や地域の方々が一体となって、共通認識のもとで、子どもを育てていく必要がある。(大人2件)	
289	この条例が守られるように大人や子どもが理解することが大切であり、分かりやすく広めるべきである。(子ども18件)	大人にも子どもにも分かりやすく広報することは、とても大切であり、その趣旨に沿った情報発信に努めていきたいと考えています。
290	多くの札幌市民がこの条例のことを知ることができるよう工夫してほしい。(大人26件、子ども19件)	「子どもの権利の保障を進める」という考え方が広く普及するよう、例えばイラスト等を用いたリーフレットを作成するなど、分かりやすく、親しみやすい広報を行うための検討を進めます。
291	子どもの権利について詳しく知ることができる場を提供してほしい。(大人3件)	市民が子どもの権利について身近に感じてもらえる機会の提供はとても大切であると考えています。具体的には、出前講座や研修会、フォーラム、パネル展等を積極的に開催するとともに、新たに設ける「子どもの権利の日」において、親しみやすいイベント等を開催できるよう、検討を進めます。
292	他の市町村にも広まるように、アピールしてもらいたい。(大人1件)	市外から札幌市へ、札幌市から市外へ通勤・通学する子どもも数多くいることから、この条例の理念を他市町村に広げることがとても大切であると考えています。 このことから、第1章「総則」の「責務」において、「市が他の公共団体に子どもの権利が広く保障されるよう協力を要請する」と規定しています。
293	子どもにとって大切な権利や権利の保障について定める内容よりも、普及について定める内容が先にあることが理解できない。(子ども1件)	子どもの権利の広報・普及については、子どもにとって大切な権利や、生活の場における権利保障など、すべての項目を総括する位置付けであるため、第1章「総則」の次に項目を設けています。

294	条例の趣旨を、子どもを育てる家庭、特に保護者に広めることが大切である。(大人5件)	この条例の趣旨を、子どもを育てる保護者に周知することは、最も大切なことの一つであると考えています。ご意見のように、子育て支援関係の施設等にも、広報・普及に努めていきたいと考えています。
295	子育ての支援をする施設にも、分かりやすくPRしてほしい。(大人1件)	
296	教師、PTAに対して、学校において、子どもの権利を学び、広めていくように指導するべき。(大人1件)	子どもが多くの時間を過ごす学校を始めとした育ち学ぶ施設についても、この条例の積極的な広報・普及に努めていきたいと考えています。
297	もっと多くの大人がこの条例を理解するための取組を進めてほしい。(大人7件、子ども7件)	子どもを支える大人が子どもの権利について学び、理解を深めることは、とても大切であると考えています。この条例では、市は、積極的に広報・普及に努めるとともに、市民が子どもの権利に関する学習を行う際に、必要な支援を行うこととしており、このことにより、子どもの権利の理解促進につながるものと考えています。
298	条例を守らなければならないのは、大人の側だという意識を、すべての市民が持つことが大切である。(大人3件)	
299	子どもが自分自身にしっかりと責任を持つためにも、大人が、きちんとこの条例の意図を理解し、子どもを導いていく必要があると考える。(大人1件)	
300	子ども自身に、子どもの権利がどういうものか、自分の権利と同時に、他の人の権利も守らなければならない大切さを、理解し、知ってもらうことが大切だと思う。(大人2件)	子どもは、自分の権利と他人の権利を正しく学び、行使することによって、自分で考え判断し、他人のことも考えられる、自立した社会性のある大人へと育てていくものと考えています。 このことから、子ども期における、子どもが持つ権利の学習は欠かせないものであり、積極的に広報・普及や学習の支援に努めていきたいと考えています。
301	子ども自身にこの条例の意味を知らせることが重要だと思う。(子ども5件)	
302	子どもの権利を、子どもに分かりやすく知らせるための工夫をしてほしい。(大人4件)	子どもに分かりやすく子どもの権利を周知することは、子どもの視点に立った情報発信の観点からも欠かせないものと考えています。ご意見のように、年齢に応じた広報や子どもからの意見を聞くなどの取組も、検討していきます。
303	子どもに対しては、年齢にあった方法で啓発していくことが必要であり、今後そのあり方について、子どもの意見を取り入れて検討してほしい。(大人1件)	
304	子ども自身が権利を知ることが大切なので、学校で何度も繰り返して教えてほしい。(大人5件)	子どもが、子どもの権利を正しく学ぶ上で、毎日の多くの時間を過ごす学校をはじめとした育ち学ぶ施設で、権利に関する学習等を行うことはとても大切です。
305	小学校入学時から、学校や、家庭を通じて、子どもが権利について考えたり話し合う機会が多くなると良いと思う。(大人1件)	札幌市としても、育ち学ぶ施設の設置管理者等と連携し、子どもの権利の広報・普及に努めていきたいと考えています。
306	その他意見・感想等 (大人6件、子ども9件) ・広報や普及活動によって、市民の意識が変わっていくことに期待している。 ・子どもの権利を普及することで、大人の意識改革を進めてほしい。 ・「条例をつくって終わり」とならないよう、根気強くPRしてほしい。 ・虐待やいじめなどを受けている子どもを減らすためにも、この条例を広めてほしい。 など	

[子どもの権利の日について]		
307	子どもの権利の日は、11月20日ではなく、条例の公布日または施行日にすべきではないか。(大人1件)	この条例では、平成元年(1989年)に国連総会で「子どもの権利条約」が採択された記念の日である11月20日を「子どもの権利の日」としています。既に条例を制定している他市町村でもこの日を選定している例が多く、将来的には、他市町村と連携した事業を実施することも可能になると考えています。
308	なぜ、子どもの権利の日が11月20日なのか、疑問である。(子ども1件)	
309	子どもの権利の日の前後には、「週間」、「月間」を設け、広く啓発するべき。(大人1件)	子どもの権利の日は11月20日としていますが、ご意見のように、事業の実施の際には、子どもの権利の日を中心とした一定の期間内を「週間」や「月間」と定め、様々な事業を展開することも考えられます。
310	子どもの権利の日を休日にしてほしい。みんな自分たちには権利を持っているのだと自覚し、より良いまちづくりに貢献できると思う。(子ども22件)	子どもの権利の日を休日にするのは、他の公共団体等との兼ね合いなどを考えると、実現は困難であると考えています。なお、子どもの権利の日にふさわしい事業を実施する際には、11月20日に限定せず、子どもを含む多くの市民が参加しやすい日時に実施することを検討しています。
311	子どもの権利の日を設けて事業を行うことは良いことだと思うが、その日を学校の休業日にはしないしてほしい。(大人1件)	
312	子どもの権利の日を設ける必要性はないのではないか。(大人1件、子ども1件)	子どもの権利を多くの市民の方に認識していただき、その関心を高めるためには、「子どもの権利の日」を設定し、様々な事業等を展開することが、有効な手段の一つであると考えています。
313	子どもの権利の日に行う事業について、その事業に参加させる対象者を明確にしてほしい。(大人1件)	子どもの権利の日に実施する事業は、原則として、子どもを含めた多くの市民が参加できるように検討していきたいと考えています。その際には、子どもが主体となる事業を企画するなどの視点はとても大切であると考えています。
314	子どもの権利の日には、子どもが中心となった事業を実施していただきたい。(大人2件)	
315	子どもの権利の日にどのようなことをするのか、示してほしい。(大人1件、子ども6件)	
316	子どもの権利の日に行う事業は、各地域に根ざした取組を行うべきである。(大人1件)	
317	お祭りやライブ、図書館での催しなど子どもが参加したり、楽しめるイベントを開催すべき。(子ども12件)	
318	子どもの権利の日に行う事業について、学校現場の負担を増やさない、コストパフォーマンスにも優れた取組を望む。(大人1件)	子どもの権利の日の事業を開催するに当たっては、育ち学ぶ施設との連携が効果的な取組の一つになると考えています。
319	子どもの権利の日に行う事業について、子どもの自己主張や身勝手な考え方を正当化するものになるのではないかと懸念している。(大人1件)	子どもの権利の日の事業などに子どもが参加することを通して、子どもが自分の権利や他者の権利を正しく学ぶ機会が増えると考えています。ご意見のようなことを少なくするためにも、このような取組を積極的に行っていききたいと考えています。
320	その他意見・感想等(大人3件、子ども7件) ・たくさんの方が子どもの権利について考える機会が増えるので、子どもの権利の日を作ることに賛成である。 など	

[学習等への支援について]		
321	「必要な支援」とはどのような支援なのか、具体的に示すべき。(大人2件)	ここでは、子ども、大人それぞれが子どもの権利を学習する際に必要となることについて、市が支援することを規定しています。 例えば、子どもに対しては、学校をはじめとした育ち学ぶ施設において、子どもの権利に関するパンフレット等を活用した学習の支援を、大人を含めた市民に対しては、出前講座や研修会、フォーラム等を通じた学習の支援などが考えられます。
322	家庭、施設での学習の支援について、もっと具体的に示してほしい。(大人1件)	
323	子どもの権利の学習というのは、ただでさえ余裕がない授業に、どうやって入れるのか。一度学んで終わりというわけにもいかないと思うから、定期的にやるべきだとは思ふ。(子ども1件)	
324	学校で子どもの権利の学習を行うためには、多くの学習時間が必要であり、指導方法の確立や現行の教育内容、領域との統合が大きな課題となる。一方的に実践課題が増えていくことについては、強い危惧を覚える。(大人1件)	
325	現状の市の教育のなかで、「子どもの権利に関すること」が不十分であるとは思えない。(大人1件)	
326	学校が、子どもの権利に関する学習に取り組む上での、具体的な柱を規定するべきである。(大人1件)	
327	学校における権利学習が、現場任せにならないように、市の支援が必要である。(大人1件)	
328	学校現場で、子どもが子どもの権利を学習する機会を定期的に持っていただきたい。(大人9件)	
329	子どもの権利を学校で教える際には、どの指導時間帯で行うか、発達段階(低学年、中学年、高学年)に応じた指導内容等を検討する必要がある。(大人1件)	
330	子どもに、権利に関する学習を行う際は、自分だけではなく相手にも権利があること、相手の権利を尊重しなければならないことを教える必要がある。(大人8件)	
331	お互いの権利を話し合っ、自分の権利だけではなく、相手、他人の権利も考えることを学びたい。(子ども2件)	
332	子どもが自分の権利のみを主張せず、お互いの権利を尊重するということを正しく理解するよう、子どもが繰り返し学習するための学習プログラムの作成が重要である。(大人1件)	子どもが多くの時間を過ごす学校を始めとした育ち学ぶ施設において、子どもが持つ権利を正しく学ぶことは、とても大切なことと考えています。市は、子どもが、権利を学び、行使する経験を通して、お互いに権利を尊重しなければならないことを身に付けるために、育ち学ぶ施設の設置管理者等と連携し、学習等への支援を行う必要があると考えています。 子どもが毎日の多くの時間を過ごす学校を始めとした育ち学ぶ施設で、権利に関する学習等の支援を受けることはとても大切です。 札幌市としても、育ち学ぶ施設の設置管理者等と連携し、子どもの権利の広報・普及、権利に関する学習等の支援に努めていきます。

333	権利に関する学習を行う際は、権利のほかに、義務、責任感、自主性なども合わせて教えることが望ましい。(大人1件)	
334	子どもに対し、権利や義務について教育することはとても大切である。(大人4件)	
335	権利に関する学習を行う際は、権利とともに、人として「やるべきこと」「守るべきこと」を子どもに教えていくことを、「必要な支援」として規定してほしい。(大人1件)	
336	子どもが我がままにならないために、学校の道徳の授業などで、モラルというものをきちんと教えるべきだと思う。(子ども1件)	
337	子どもの権利に対する学習は、大切なことである。たくさんの人にこの条例の内容を学ばせるべき。(子ども12件)	<p>子どもが権利を行使する際には、「自分の権利が尊重されるのと同じように、他の人の権利を尊重する必要があること」などを正しく身に付けることが必要であると考えています。このことから、子どもがこれらのことを学習するに当たっての市の支援について、規定しています。</p> <p>子どもの権利の保障を進める立場にある大人が、子どもの権利について学び、理解を深めることは、とても大切であると考えています。この条例では、市は、積極的に広報・普及に努めるとともに、市民が子どもの権利に関する学習を行う際に、必要な支援を行うこととしており、このことにより、子どもの権利の理解促進につながるものと考えています。具体的な学習等の場の提供としては、いただいたご意見を参考にさせていただくとともに、出前講座や研修会、フォーラム等の積極的な開催に努めていきたいと考えています。</p>
338	条約があることをもっと社会全体に、また、これから子どもを育てていくであろう子どもに教育する必要がある。(大人1件)	
339	大人が子どもの権利について学習できる場の充実を願う。(大人9件)	
340	すべての市民が、子どもの権利についての理解を深めるために、保育所、幼稚園、児童養護施設、児童相談所、各学校、町内会単位で学習の機会を設けてほしい。(大人1件)	
341	保護者が、子どもの権利について学ぶことが求められる。(大人1件)	
342	子どもを産む前のこれから親になる人たちに、子どもの権利を学ぶ機会を提供してほしい。(大人1件)	この条例の趣旨を、子どもを育てる保護者にお伝えするとともに、子どもの権利に関する学習を支援することは、とても大切であると考えています。今後、その効果的な方法について、検討していきます。
343	学校現場で、子どもに権利を教えることが大切なので、教師に対し、子どもの権利に関する講習を義務づけていただきたい。(大人5件)	学校を始めとした育ち学ぶ施設の職員が、子どもの権利についての理解を深めることは、とても重要なことです。このことから、第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」では、育ち学ぶ施設の設置管理者の責務として、職員に対し、子どもの権利に関する研修機会の提供に努めることとしています。
344	<p>その他意見・感想等 (大人12件、子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもも大人も、子どもの権利について知り、学ぶことが、子どもの権利の保障を進める上でとても大切である。 小学校、中学校、高校でパソコンを使用する前提となる、マナーやルールを子どもたちに教えることが必要だと思う。 子どもの権利とはどのようなものなのか、大人に教えてもらうことが大切だと思う。 など 	